

令和6年度 第2四半期

求職者支援訓練に係る認定申請受付のご案内

令和6年7月18日(木)～令和6年9月30日(月)に開講する求職者支援訓練の実施定員数(認定上限数)及び認定申請の受付期間は、下記のとおりとなります。

記

1 求職者支援訓練の実施定員数(認定上限数)

求職者支援訓練の令和6年度第2四半期(令和6年7月18日～令和6年9月30日)開講の実施定員数は、次のとおりとなります。

なお、通常訓練は1コースあたりの定員設定は10人～15人、eラーニングコースは10人～30人となります。

①地域	②区分	③コース	④分野	⑤募集 上限定員	⑥訓練 期間	⑦開講月 (開講日設定期間)	⑧備 考
岩 国	基 礎 コース	通常訓練	基礎	15人	3か月	8月 (8/1～8/31)	新規参入枠
周 南	実 践 コース	通常訓練	I T	15人	4か月	7月 (7/18～7/31)	新規参入枠
	実 践 コース	通常訓練	介護・医 療・福祉	15人	2か月	8月 (8/1～8/31)	
下 松 (光)	基 礎 コース	通常訓練	基礎	15人	3か月	8月 (8/1～8/31)	新規参入枠
防 府	実 践 コース	通常訓練	営業・販 売・事務	15人	3か月	8月 (8/1～8/31)	
	実 践 コース	通常訓練	I T	15人	4か月	9月 (9/1～9/30)	
山 口	実 践 コース	通常訓練	介護・医 療・福祉	15人	2か月	9月 (9/1～9/30)	
宇 部	基 礎 コース	通常訓練	基礎	15人	3か月	7・8・9月 (7/18～9/30)	
県 内 全 域	実 践 コース	eラーニ ング	営業・販 売・事務	30人	3～6 か月	7・8・9月 (7/18～9/30)	
合 計				150人			

(注1) ⑧備考欄において「新規参入枠」と記載のないコースは実績枠優先とします。

ただし、実績枠に該当する申請がない、または申請はあったが認定基準を満たさない場合で新規・新規扱いの申請があった場合は新規参入枠に振り替えることを可能とします。

(注2) eラーニングコースにおいて、山口県内にて初めて申請かつ、令和6年4月1日から遡って1年以内に他県にて求職者支援訓練の実績がある場合には実績枠での申請となります。

2 認定申請の受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月12日(金)

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

※当支部求職者支援課で受付をします。

(電話：083-922-2138／受付時間：9時～17時)

申請書の提出については電子メールでの提出も可能です。

3 認定申請様式等一式

当機構本部ホームページ (<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html>) から様式をダウンロードの上、提出してください。

申請に当たっての留意事項及び認定申請様式等については、必ず最新版の留意事項等関係書類をご一読の上、最新版の認定申請書様式により作成願います。

- ◎ 訓練期間の一部要件緩和について
- ◎ 訓練の実施に当たって満たすべき基準
 - ・ 求職者支援訓練の認定基準等について
- ◎ 令和6年7月1日以降に開講する訓練科の申請に当たっての留意事項
 - ・ 重要なお知らせ
 - ・ 認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置のご案内
 - ・ カリキュラムの作成に当たっての留意事項
 - ・ 申請書の提出に当たっての留意事項
 - ・ 求職者支援訓練の選定方法
- ◎ 認定申請様式)

4 その他留意事項

(1) 令和6年3月29日(金)まで事前相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

(2) ご提出いただいた認定申請書類について、受付終了後に当支部から補正を求められた場合は、当支部が指示する期限までに補正を完了させてください。

なお、当支部が指示する期限までに未了の場合は、書類不備として、当該申請書類を返却させていただきますので、あらかじめご了承ください。

当支部における審査業務を迅速に行うことにつきまして早期申請にご協力をお願いいたします。

(3) 訓練実施機関が定員の変更を希望する場合は、求職者支援訓練コース案内に「応募状況によっては、定員を増員することがあります。」と記載してもらいます。ただし、増員後の定員は、30人までとします。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部求職者支援課